

平成29年度第2回総会（月例）議事録

日 時	平成29年5月26日（金） 午前10時開会																				
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																				
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 25%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>仮屋 幸孝</td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td>外園 義興</td> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）			有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝	上四元 正昭	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																				
有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝	上四元 正昭																		
園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男																		
永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟																		
外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	脇田 サトエ																		
欠席委員 （1名）	横峯 明人																				
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、吉永、濱畑</p> <p>専門員 橋口、徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																				
農政総務課	<p>係 長 萩原</p> <p>主 査 村田、浜田</p>																				
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 11 耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件 12 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 																				
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 																				

議

長

開 会 (午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第2回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、横峯委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、園山委員、中村委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」、議題9.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 6 ページ 10 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>2 ページ、番号 3 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(7 番委員離席後)</p> <p>それでは、伊敷、4 番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 3 号、譲受理由：相手要望、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 3 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(7 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、13 番委員お願いします。</p>
13 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：農業廃止、権利の種別の内容：所有権移転、売買。</p> <p>番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号5号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号7号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 番号8号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。 番号9号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。 番号10号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 7ページ 2件	
議 長	次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：共同住宅、共同住宅1棟199.47㎡、駐車場150.00㎡、通路等210.53㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、北…里道、西・南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、事務所、事務所1棟・倉庫1棟97.00㎡、駐車場37.50㎡、通路等122.50㎡、東・北…市道、西…他人田、南…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、污水…汲み取り。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約2.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、平成25年12月から許可を受けずに、夫と共に経営する電気通信業の事務所として利用していたため、今回、始末書添付のうえ申請されたものです。申請人には、代理人を通じて、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「18番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、18番委員どうぞ。</p>
1 8 番 委 員	3名で調査されているようですが、何か理由がありますか。
5 番 委 員	現地調査は2名でないといけませんが、(2名のうち1名が)急用ができたため、前もって連絡の上、途中交代したものです。
1 8 番 委 員	わかりました。

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2。「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 8ページ～13ページ 11件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟116.94㎡、通路70.00㎡、庭敷地等291.62㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…貸人畑、西…宅地、南…貸人畑、宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足して説明いたします。</p> <p>申請地の雨水排水については、市道側溝となっておりますが、借受人は申請地の南側にある宅地（現況通路）を通路として借り受けることとしており、ここの側溝を経由して市道側溝に放流する計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>

<p>1 3 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟96.93㎡、庭敷地等233.07㎡、東…私道、西・北…宅地、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、幅約1.5m、奥行き約22mの細長い帯状の畑で、今回、隣接する雑種地と一体利用して住家1棟を建築するものであり、東側私道についても、合わせて持ち分を取得し通行権の確保を行うものです。</p> <p>なお、現地調査の際、既に砂利が敷き詰められていましたので、代理人を通じて始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後この様な事を行わないよう指導いたしました。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟46.37㎡、庭敷地等168.63㎡、東…渡人田、南…市道、西・北…里道、水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、現地調査の際、既に盛土がなされ年数が経過していたため、代理人を通じて始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後この様な事を行わない様指導いたしました。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟109.72㎡、庭敷地等373.28㎡、東…私道、西…渡人畑、南…雑種地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、現地調査の際、既に盛土がなされ年数が経過していたため、代理人を通じて始末書の提出を求め、今後このようなことがないよう、指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、吉野、17番委員お願いします。</p>
<p>1 7 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟59.62㎡、庭敷地等166.38㎡、東・西…宅地、南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>ただいまの番号5につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、都市計画法に規定されている「風致地区」のうち、寺山風致地区の区域内にあります。</p> <p>「風致地区」とは、都市の風致を維持するために定められた地区であり、緑豊かで良好な都市の風致が保全された地区であります。</p> <p>この風致地区において、建物の建築を行う場合には、緑地部分の割合が20%以上とされており、この基準も満たしているところでございます。</p> <p>番号6号、所有権移転、贈与、通路、通路41.00㎡、東・西・北…渡人畑、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟68.31㎡、庭敷地等158.12㎡、東・西・北…宅地、南…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲1,671.00㎡、東…県道、西…山林、原野、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、店舗等、店舗1棟155.71㎡、駐車場574.00㎡、通路等199.29㎡、東・南…市道、南…他人畑、北…雑種地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、建売住宅、住家7棟382.47㎡、通路514.61㎡、庭敷地等1,095.92㎡、東…雑種地、南…市道、西…宅地、雑種地、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、庭敷地、庭敷地45.91㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人は平成28年9月28日付で申請地の隣地の5条転用許可を受け、一般住宅1棟を建築しましたが、申請地は区画整理区域内の宅地に囲まれた細長く狭い土地のため、農地としての利用が見込めないことから、受人に譲渡の申し出をし、また受人も庭敷地が必要であったことから、申請地を購入し、庭敷地として利用するために申請されたものです。</p> <p>なお、受人は平成29年4月からすでに申請地を庭敷地として利用していたことから、始末書添付のうえ追認許可を受けようとするものです。</p> <p>受人に対しては、農地を転用する場合は許可が必要であること、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>12ページの番号8ですが、周囲の状況及び被害防除計画のところ、雨水は自然流下となっておりますが、土砂の流出などは考えられないのでしょうか。</p>
松元支局	<p>被害防除計画書によりますと、境界にブロックを積むことになっており、土砂の流出を防止しますとありますので、土砂の流出はないと思われれます。</p>
議 長	<p>宅地分譲ですから、家を作るとき、水路を作ります。その前の段階です。</p>
5番委員	<p>敷地内の処理ということです。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 14ページ～18ページ 14件</p>	
議 長	<p>次に、議題4、「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷、吉野、桜島、喜入地区に合意解約の通知が出ております。委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>

7 番 委 員	解約なので仕方ないですが、桜島の場合、農事組合法人が借りている農地を全部解約しますよという内容ですよね。この組合法人は解散するのですか。
桜 島 支 局	当該法人は、構成員4名で設立されておりますが、うち2人が年齢や健康上の理由から脱退するということになりまして、この法人を今回解散し、新たに法人名や代表者、構成員を一新した、新たな農業法人を設立する計画であるということで、今回、一旦解約するということでもあります。
7 番 委 員	新しい法人で借りるということですか。
桜 島 支 局	新しい法人を設立しまして、今回解約しました農地につきまして、利用権を設定する予定と聞いております。
7 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」14件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。
議題5. 非農地認定に関する件 19ページ～22ページ 8件	
議 長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：住家1棟、倉庫1棟、46年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果：庭敷地として27年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：105-7：住家1棟、35年経過、現況宅地。105-8：庭敷地として35年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号4号、調査結果：杉、唐竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。

議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号5号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：唐竹、孟宗竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：唐竹、孟宗竹、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。 番号8号、調査結果：通路として15年経過、現況道路。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6. 農地利用変更届出に関する件 23ページ 1件	
議 長	次に、議題6、「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、吉田、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：道路より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年6月1日、工事終了日：平成29年7月31日、周囲の状態：東…宅地、他人畑、西…私道、南…市道、北…他人畑、境界…土留、作物…野菜、高さ…0.6から1m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題7. 農用地利用集積計画に関する件

24ページ～39ページ 34件

議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>36ページ、番号27号につきましては、2番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、2番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(2番委員離席後)</p> <p>それでは、番号27号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>36ページをご覧ください。</p> <p>番号27号、2筆で地目：畑、面積2,328.00㎡、権利の種別：使用貸借権、設定期間10年、区分：更新。</p> <p>平成29年5月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」番号27号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、2番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(2番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの33件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年5月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権11件13,684.00㎡、うち新規9件8,686.00㎡、賃借権23件32,414㎡、うち新規15件23,135.00㎡、合計34件46,098.00㎡、うち新規24件31,821.00㎡となっております。</p> <p>次に25ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間設定期間10年が4件、5年が3件、3年、5年から10年未満、10年が各2件となっております。</p> <p>次に26ページをお願いします。</p> <p>これは、24ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間1年から3年未満が6件、3年、5年が各5件、5年から10年未満が4件、10年が3件となっております。</p> <p>次に27ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権17筆、賃借権42筆、計59筆。面積は、田30,527.00㎡、畑11,185.00㎡、樹園地4,386.00㎡、計46,098.00㎡うち更新分は、14,277.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は34人。うち更新分は10人となっております。</p> <p>次に28ページから39ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 相続税の納税猶予に関する件 40ページ 1件	
議 長	次に、議題 8. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	<p>それでは、資料の40ページをお開きください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>相続開始年月日は平成22年12月20日でございます。申請者は被相続人の子でございます。今回が3回目の発行でございます。</p> <p>申請は、平成29年4月10日に提出され、5月15日に1番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。</p> <p>調査しました特例適用農地1と2は、続き地で一体利用されており、ビニールハウスや露地植えて野菜を耕作されておりました。</p> <p>ビニールハウスは5棟あり、きゅうり、メロン、すいか、いんげん、ほうれん草、こしょう、しし唐、ピーマン、なす、パプリカをそれぞれ作付けされておりました。</p> <p>また、露地には、ねぎ、にんにく、じゃがいも、赤玉ねぎ、らっきょうが作付けされておりました。</p> <p>従いまして、番号1の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>

議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件
別冊資料2 4件

<p>議 長</p>	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>10ページ、番号3号の一筆につきましては、15番委員自身が、所有者となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、15番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p align="center">(15番委員離席後)</p> <p>それでは、松元、5番委員お願いします。</p>
<p>5 番 委 員</p>	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、老人福祉施設</p> <p>4. 現況、申出地は、春山町友之原地区にあり、松元支所から南東へ約3kmに位置し、東側は他人畑、西側は宅地、南側は宅地・里道、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p align="center">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」番号3号につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p align="center">(15番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、喜入、8番委員お願いします。</p>

5 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、貸家及び通路</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5.1 kmに位置し、東側は渡人畑、西側は里道、南側は渡人畑、別件除外申請地、北側は保安林に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、通路</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5.1 kmに位置し、東側は宅地、西側は里道、南側は市道、北側は別件除外申請地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5 kmに位置し、東側は里道、西側は宅地、南側は宅地・里道、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」3件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>

議題10. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件 別冊資料3 1件	
議 長	<p>続きまして、議題10.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、吉野、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。別冊資料3の1ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等 名称：〇〇農園 区画数：①20区画（1区画30㎡）②4区画（1区画50㎡） 利用料：①1区画当たり年額5,000円②1区画当たり年額7,000円 貸付期間：1年</p> <p>4. 承認検討内容、 申請者は、平成29年5月10日に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で貸付協定を締結済である。</p> <p>申請地は、吉野支所近くの市街化区域内にあり、周辺状況は、住宅が連たんする地域である。</p> <p>登記地目が畑で、調査した結果、休耕しているが耕作可能な土地である。</p> <p>また該地は住宅地に囲まれているため、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所・規模である。</p> <p>貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。</p> <p>このことについて、補足説明いたします。</p> <p>申請人は労力不足で休耕しており、土地の有効利用を図るために、市民農園として開園するものです。</p> <p>維持管理は、隣接地に申請人の家族が居住していることから、特に問題はないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>これは、何年間こういった利用を続けるということになるのですか。</p>

農政総務課	貸付期間につきましては、特定農地貸付けに関する法律の中で、5年間というのがあります。ここにつきましては、区画整理事業が入っておりますので、10年以後に完了するという事ですので、10年以上は市民農園として使われると解釈しております。
議長	10年間はいいということですか。
農政総務課	概ね10年程度はいいと思います。
議長	5年間で更新するのですか。自動更新ですか。
農政総務課	いいえ、5年後に更新です。
議長	5年間更新で、10年は大体できるということですね。貸す人には1年間ずつ市が利用者を募るのですか。
農政総務課	市は協定を結ぶだけでありまして、契約自体は個人間でします。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題11. 耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件 別冊資料4 101件	
議長	次に、議題11。「耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件」を審議します。別冊資料4です。 まず、谷山、13番委員をお願いします。
13番委員	ご報告します。2から3ページです。 調査筆数：23筆、現況確認日：平成29年4月25日、農地・非農地の判断結果：雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	続きまして、伊敷、4番委員をお願いします。

4 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：平成29年4月25日、農地・非農地の判断結果：ゴキ竹、唐竹、孟宗竹、コサン竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉野、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：平成29年4月18日、農地・非農地の判断結果：孟宗竹、唐竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、東桜島、11番委員お願いします。</p>
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：9筆、現況確認日：平成29年4月13日、農地・非農地の判断結果：8筆が雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が果樹植付中で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉田、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：平成29年4月27日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹、ゴキ竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、桜島、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：15筆、現況確認日：平成29年4月13日、農地・非農地の判断結果：唐竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、喜入、8番委員お願いします。</p>

8 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成29年4月25日、農地・非農地の判断結果：クヌギ、雌竹、唐竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：6筆、現況確認日：平成29年4月21日、農地・非農地の判断結果：5筆が杉、ゴキ竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。11ページです。</p> <p>調査筆数：11筆、現況確認日：平成29年4月21日、農地・非農地の判断結果：杉、コサン竹、孟宗竹、唐竹、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>確認ですが、これらの土地については、所有者からの申請ではないということ、農家台帳に記載があるのかどうかを教えてください。</p>
事 務 局	<p>只今のご質問ですが、非農地判断につきましては、所有者からの申請ではなく、農業委員会の方で場所を選定しまして、現地を確認した上で判断しているところでございます。また、台帳地目の方は農地となっておりますので、農地台帳の方には登載してございます。</p>
1 6 番 委 員	<p>非農地になると農家台帳から消すわけですね。</p>
議 長	<p>それは、本人がするわけです。</p>
1 6 番 委 員	<p>職権でやるわけではないのですね。</p>

事務局	今のご質問についてですが、現況を見まして、本日の総会で非農地として認められた場合、本人にはその旨を通知しまして、農地台帳の現況につきましては、農地ではないもの、現況山林に変えます。台帳自体はまだ農地なんですが、現況地目につきましては、農地から山林に変えます。本人には、非農地通知書をいうものをお送りしまして、登記申請書等を同封しておりますので、登記申請をもって本人が法務局に地目変更の登記を行った場合、地目が変わるものでございます。
16番委員	本人が地目変更をして下さいという通知があったら、農家台帳をその通りにするとそういうことでいいですか。
議長	農業委員会ではこれを審議して、非農地でいいとなったら、農業委員会で農家台帳を非農地にします。
16番委員	それは本人の意向とは関わりなくするわけですね。つまり職権でということではないですか。
17番委員	職権するのは現況地目だけです。登記地目はあくまでも畑です。
16番委員	現況地目だけですか。
議長	そうです。法律的には、法務局に本人が申請しないとしないわけです。
7番委員	今の意見についてですが、結局農家台帳に載っている分を調査して廻って、我々は非農地として判断したら、それは、職権で農家台帳からは消すべきではないのですか。下限面積とあって、農家戸数のところで、農地分が全部非農地なのに、農家台帳に載っているというのをおかしいのではないのですか。農家台帳から消すのは職権で消して、地目を畑から非農地に変える部分については、それは本人が法務局に申請することになるのではないかと思います。
事務局	今おっしゃられたとおり、現況地目を農地から山林に職権で変えます。農業委員会としましては、山林として判断した農地につきましては、農地としては取り扱わないこととしております。地目変更につきましては、本人の申請になりますので、される方もいらっしゃいますでしょうし、そこは確認を取っておりますが、本人申請となっております。
7番委員	ということは、例えば20aしかない人が、農家台帳に載って、農家戸数として上がっていますよと。但し、それが全て非農地だったら農家台帳から消すのですか。農家戸数として認めないのですか。これはたくさんあると思うんです。

事務局	<p>農家の要件としましては、1,000㎡以上の農地を持ってらっしゃって、以前は農業委員会の選挙があった時には、選挙権を有している方、1,000㎡プラス選挙権として判断していましたが、農地法が改正になりまして、農業委員選挙はございませんので、選挙権というものはございません。農業委員会としましては、1,000㎡以上の農地を耕作されている方を農家として取り扱っているところですが、非農地判断で農地でないものとして、1,000㎡を下回ったものについては、農家としての取扱いはしないということになっております。</p>
7番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11。「耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地判定に関する件」、101件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
<p>議題12. 平成28年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 別冊資料5</p>	
議長	<p>続きまして、議題12。「平成28年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を審議します。別冊資料5です。</p> <p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>毎年度、目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価並びに活動計画結果を、市のホームページ等で6月30日までに公表することになっておりますので、本日の総会において、平成28年度点検・評価（案）並びに平成29年度活動計画（案）を決定した後、市のホームページにて公表し、国へ報告をするという流れになっております。</p> <p>また、昨年より活動計画の様式が変更になり、今年より点検・評価の様式が変わっております。また、記載する実績の数値について、主に市から県に報告している数値を入れるよう今年から県より指示がありましたため、そのように取り扱っております。</p> <p>それでは中身を読上げます。1ページをご覧ください。</p> <p>I 平成28年4月1日現在の農業委員会の状況</p> <p>1 農業の概要</p> <p>耕地面積 田1,580ha、畑1,800ha、計3,380ha。</p>

経営耕地面積 1,481ha。

遊休農地面積 田202.6ha、畑316ha、計518.6ha。

農地台帳面積 田1,580ha、畑1,800ha、計3,380ha。

続きまして、総農家数4,562戸、自給的農家数3,386戸、販売農家数1,176戸、

うち主業農家数204戸、準主業農家数148戸、副業的農家数824戸。

農業就業者数2,498人、うち女性が1,160人、40代以下116人。

認定農業者163経営、基本構想水準到達者56経営、認定新規就農者5経営、農業参入法人4経営。

2 農業委員会の現在の体制、

旧制度に基づく農業委員会の任期満了年月日が平成28年4月28日まで、選挙委員の農業委員の定数が30人に対して、実数が30人、うち認定農業者13人、女性1人、40代以下1人。

選任委員が、農協推薦5人、共済推薦1人、土地改良推薦1人、議会推薦4人、計11人、うち認定農業者が共済推薦で1人、計1人、合計41人、うち認定農業者14人、女性1人、40代以下1人となっております。

新制度に基づく農業委員会の任期満了年月日が平成31年4月28日まで、農業委員の定数が19人に対して、実数が19人、うち認定農業者11人、認定農業者に準ずる者7人、女性1人、中立委員1人となっております。

農地利用最適化推進委員の定数が18人に対して、実数が18人、地区数が9地区となっております。

2ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題、平成28年3月現在管内の農地面積3,380ha、これまでの集積面積318.2ha、集積率9.4%。課題、土地条件の悪いところが多く、担い手農家への集積が進まない。

2 平成28年度の目標及び実績、集積目標393.2ha、集積実績354.7ha、うち新規実績、35.8ha、達成状況90.2%。

3 目標の達成に向けた活動、活動計画、・遊休農地バンクの情報を市農政部局と共有し、利用権設定の促進強化を図る。

・戸別訪問や、農地の出し手、受け手に関する情報等をもとに、結び付け活動をより一層推進するなど、新たな掘り起し活動の強化に努め、利用権選定等を進める。

・就農相談など、地域の身近な世話役として、相談活動を実施する。

活動実績、平成28年9月29日研修会を実施、対象：農地利用最適化推進委員、内容：利用権設定等促進事業のしくみについて、農地中間管理事業について

4 目標及び活動に対する評価、目標に対する評価、活動計画に基づき、農地の集積を行ったが目標に届かなかった。

活動に対する評価、市農政部局との連携に努め、地区推進協議会において、農地のあっせん活動、相談を行うことができた。

3ページをご覧ください。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題、新規参入の状況、25年度新規参入者数21経営体、25年度新規参入者が取得した農地面積2.9ha、26年度新規参入者数19経営

体、26年度新規参入者が取得した農地面積3.6ha、27年度新規参入者数20経営体、27年度新規参入者が取得した農地面積4.8ha。

課題、・大型機械を保有していない新規就農者にとって、下限面積の要件を満たすことが難しい。・農業経営のノウハウを伝授してくれる指導者が身近にいない。

2 平成28年度の目標及び実績、参入目標数30経営体、参入実績15経営体、達成状況50.0%。参入目標面積7.2ha、参入実績面積5.4ha、達成状況75.0%。

3 目標の達成に向けた活動

活動計画、・意欲のある農業者の情報収集を6月に行い、市農政部局と連携し新規就農者や定年帰農者等の指導・助言にあたるなどし、農地利用最適化推進活動を実施する。

・年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として相談活動を実施する。

活動実績、・意欲のある農業者の情報収集を6月に行い、市農政部局と連携し新規就農者や定年帰農者等の指導・助言にあたるなどし、農地利用最適化推進活動を実施した。

・年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として相談活動を実施した。

4 目標及び活動に対する評価、目標に対する評価、活動計画に基づき、新規参入者の促進を行ったが目標に届かなかった。活動に対する評価、市農政部局と連携に努め、就農相談など地域の身近な世話役として、相談活動を実施した。

4ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題、平成28年3月現在 管内の農地面積3,899ha、遊休農地面積518.6ha、割合13.3%。課題 土地条件が悪いところが多く、担い手農家などの借り手が見つからない。

2 平成28年度の目標及び実績、解消目標55ha、解消実績19.3ha、達成状況35.1%。

3 2の目標の達成に向けた活動、活動計画、農地の利用状況調査、調査員数(実数)37人、調査実施時期、8月～11月、調査結果取りまとめ時期、12月～3月、調査方法、現地確認後、意向調査。

農地の利用意向調査、調査実施時期：12月～3月

その他の活動、現況に応じた「非農地判断」の速やかな実施。

活動実績、農地の利用状況調査、調査員数(実数)37人、調査実施時期、8月～11月、調査結果取りまとめ時期、12月～3月

農地の利用意向調査、調査実施時期：12月～3月

調査結果取りまとめ時期、4月～6月、第32条第1項第1号、調査数156筆、調査面積11.5ha、

その他の活動、現況に応じた「非農地判断」の速やかな実施。

4 目標及び活動に対する評価、目標に対する評価、利用状況調査に基づき指導等を行ったが目標に届かなかった。活動に対する評価、農地利用状況調査及び指導等を徹底した。

5ページをご覧ください。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題、平成28年3月現在、管内の農地面積3,380ha、違反転用面積0ha

課題、優良農地の確保と農地の適正かつ効率的な利用を図るため、農業者等への周知を図るとともに、農地パトロールを徹底する。

2 平成28年度実績、実績0ha、増減なし。

3 活動計画・実績及び評価、活動計画、・8月と11月に農地パトロールを行い、違反転用に対する早期発見、早期是正指導に努める。

・農業委員の日常活動の強化 農地の利用状況調査等により、地域の農地管理状況把握を行い、監視活動を強める。

・12月発行の農業委員会だより等を通じて、農業者等へ周知し、違反転用防止を啓発する。

活動実績、・平成28年8月29日～31日・11月29日～12月1日に農地パトロールを行い、違反転用に対する早期発見、早期是正指導に努めた。

・農業委員の日常活動の強化 農地の利用状況調査等により、地域の農地管理状況把握を行い、監視活動を行った。

・12月発行の農業委員会だより等を通じて、農地の売買や転用の手続きを農業者等へ周知し、違反転用防止を啓発した。

活動に対する評価、農地パトロールを適切に行うことができた。

6ページをご覧ください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務、1年間の処理件数：131件、うち許可131件及び不許可0件

事実関係の確認、申請書類と農地台帳との照合、申請者等から営農計画書を含めた聴き取り、登記簿・字図等及び農業委員立会いの現地調査による確認

総会等での審議、毎月1回総会（月例）を開催し、審議している

申請者への審議結果通知、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数131件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数0件

審議結果等の公表、議事録の縦覧及び市ホームページでの公開

処理期間、標準処理期間、4週間、平均処理期間4週間

2 農地転用に関する事務、1年間の処理件数321件

事実関係の確認、申請者等からの聴き取り、登記簿、字図、転用計画に係る図面等及び農業委員立会いの現地調査による確認

総会等での審議、毎月1回総会（月例）を開催し、転用計画の必要性、妥当性、被害防除計画等について厳格に審査している

審議結果等の公表、議事録の縦覧及び市ホームページでの公開

処理期間、標準処理期間、4週間、平均処理期間4週間

7ページをご覧ください。

3 農地所有適格法人からの報告への対応、農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人数26法人。うち報告書提出農地所有適格法人数19法人。うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数1法人。うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数0法人。うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人1法人。

提出しなかった理由、督促を行ったがまだ提出されていない。対応方針、報告書を提出するように指導する。

農地所有適格法人の状況について、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数0

法人。

4 情報の提供等、賃借料情報の調査・提供、調査対象貸貸借件数341件、公表時期平成28年12月。情報提供方法は、市ホームページに掲載及び農業委員会だよりと一緒に配布。

農地の権利移動等の状況把握、調査対象権利移動等件数27年度実績で2,221件、取りまとめ時期は平成28年4月、情報提供方法は農業委員会の概要に掲載。

農地台帳の整備、整備対象農地面積3,380ha、データ更新は年1回、公表はシステムによる。

8ページをご覧ください。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、農地利用最適化等に関する事務、要望意見、降灰対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の課税の見直しについて

・有害鳥獣被害対策について ・農道整備（道路拡幅）について ・遊休農地（湿田）対策について 対処内容、市・国への農地利用最適化推進農業施策の意見提出

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表はホームページに公表している。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出、意見の提出件数9件、提出先及び提出した意見の概要、提出先：鹿児島市 意見の概要、有害鳥獣被害対策について ・農道及び里道、水路等の整備、維持管理等について ・活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免について ・農業の魅力発信について

提出先：国、意見の概要、未相続農地の解消にむけての対策・検討について ・有害鳥獣被害対策について ・壮年新規就農支援金制度の創設について ・集落営農の推進について ・耕作放棄地復元に対する補助金の手続き緩和について

3 活動計画の点検・評価の公表はホームページに公表している。

9ページをご覧ください。

I 平成29年4月1日現在の農業委員会の状況

1 農家・農地等の概要

総農家数4,562戸、自給的農家数3,386戸、販売農家数1,176戸、うち主業農家数204戸、準主業農家数148戸、副業的農家数824戸。

農業就業者数2,498人、うち女性が1,160人、40代以下116人。

認定農業者162経営、基本構想水準到達者49経営、認定新規就農者8経営、農業参入法人4経営。

続きまして、耕地面積 田1,560ha、畑1,770ha、計3,330ha。

経営耕地面積1,481ha。

遊休農地面積 田187.6ha、畑311.7ha、計499.3ha。

農地台帳面積 田1,560ha、畑1,770ha、計3,330ha。

2 農業委員会の現在の体制、新制度に基づく農業委員会の任期満了年月日が平成31年4月28日まで、農業委員の定数が19人に対して、実数が19人、うち認定農業者11人、認定農業者に準ずる者7人、女性1人、中立委員1人となっております。

農地利用最適化推進委員の定数が18人に対して、実数が18人、地区数が9地区となっております。

10ページをご覧ください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題、平成29年3月現在 管内の農地面積3,330ha、これまでの集積面積354.7ha、集積率10.7%。課題、土地条件が悪いところが多く、担い手農家への集積が進まない。

2 平成29年度の目標及び活動計画、目標 集積面積399.7ha、うち新規集積面積37ha、目標設定の考え方、利用権設定更新分をできるだけ担い手へ移行させる。

活動計画、・遊休農地バンクの情報を市農政部局と共有し、利用権設定の促進強化を図る。

・6月から戸別訪問や、農地の出し手、受け手に関する情報等をもとに、結び付け活動をより一層推進するなど、新たな掘り起こし活動の強化に努め、利用権設定等を進める。

・年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として、相談活動を実施する。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題、新規参入の状況、26年度新規参入数19経営体、26年度新規参入者が取得した農地面積3.6ha、27年度新規参入数20経営体、27年度新規参入者が取得した農地面積4.8ha、28年度新規参入数15経営体、28年度新規参入者が取得した農地面積5.4ha、課題、・大型機械を保有していない新規就農者にとって、下限面積の要件を満たすことが難しい。・農業経営のノウハウを伝授してくれる指導者が身近にいない。

2 平成29年度の目標及び活動計画、参入目標数20経営体、

参入目標面積6ha 活動計画 ・意欲のある農業者の情報収集を6月に行い、市農政部局と連携し新規就農者や定年帰農者等の指導・助言にあたるなどし、農地利用最適化推進活動を実施する。

・年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として相談活動を実施する。

11ページをご覧ください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題、平成29年3月現在 管内の農地面積3,829ha、遊休農地面積499.3ha、割合13.0%。課題 土地条件が悪いところが多く、担い手農家などの借り手が見つからない。

2 平成29年度の目標及び活動計画 目標、遊休農地の解消面積 25ha、目標設定の考え方；遊休農地の所有者等に対する意向調査等によって、まず活用見込みの高い遊休農地の解消を目指す。

活動計画、農地の利用状況調査、調査員数（実数）37人、調査実施時期 8月～11月、調査結果取りまとめ時期12月～3月、調査方法、

・管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施

遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。

・調査区域を地区に区切り、担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員を定めて調査。

	<ul style="list-style-type: none"> ・農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。 ・仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査 農地の利用意向調査、実施時期12月～3月、調査結果取りまとめ時期4月～6月 その他、現況に応じた「非農地判断」の速やかな実施 V 違反転用への適正な対応 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状及び課題、平成29年3月現在 管内の農地面積3,330ha、違反転用面積0ha 課題、優良農地の確保と農地の適正かつ効率的な利用を図るため、農業者等への周知を図るとともに、農地パトロールを徹底する。 2 平成29年度の活動計画、活動計画、8月と11月に農地パトロールを行い、違反転用に対する早期発見、早期是正指導に努める。 ・農業委員の日常活動の強化 農地の利用状況調査等により、地域の農地管理状況把握を行い、監視活動を強める。 ・12月発行の農業委員会だより等を通じて、農業者等へ周知し、違反転用防止を啓発する。 以上で終わります。
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「18番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、18番委員どうぞ。</p>
18番委員	<p>10ページです。集積面積が3月末現在354.7haで、目標が399.7haとあるんですが、新規集積面積の37haを上々の面積に足せば、391.7haになりますが、これが目標ではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>新規集積面積を足せばそういう数字になりますが、利用権等の再設定の分がなかなか再設定されなかつたりしますので、当然集積された分が作られないということもあります。減る分もありますので、新規で37haを加えて、できるだけ再設定がされるように頑張ってください、単年で45haを増やしていただきたいということでの計画であります。</p>
18番委員	<p>わかりました。</p>

1 6 番 委 員	<p>11ページの現状及び課題で、管内の農地面積は3,829haとなっております。その下の現状及び課題の管内の農地面積は3,330haとなっております。数字がいろいろ違うのですが、統一できないのですか。計画を立てる場合も、非常にまずいと思います。</p> <p>それから、今まで遊休農地面積については、1,000ha程あって、農地面積の約3割が遊休農地だったというような報告を見た気がするのですが、先程の報告の中で、遊休農地については、何らかの理由でこういう面積になったというのがありましたか。それがありましたら教えてください。管内の農地面積については、きちんと統一した面積を出していただきたいと思います。</p>
事 務 局	<p>管内の農地面積と書いてありますので、混乱が生じていると思います。遊休農地の管内の農地面積3,829haというの、右にあります499.3haとその下にある3,330haを足した分になります。作ってない農地と今作っている農地を足したのが3,829haになります。同じ項目名で少しわかりづらかったと思います。3,330haは県が出している、耕作されている面積になります。</p> <p>それから、これまで遊休農地で、こちらで把握していた分があるのですが、その内の大体400ha位もう山林化されているのを遊休農地としておりますので、その山林化された分はこの面積には入っておりません。大体1,000haから山林として確認してきた分を省いた面積です。耕作放棄地とすぐに農地として復元できる面積が499.3haとなっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>非農地調査で山林としていたのは、農地ではないので、削ってあるということです。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>
7 番 委 員	<p>7ページです。農地所有適格法人からの報告について、督促したけど報告していない法人が27年度の報告の中でも1法人あったような記憶があるのですが、同じ法人ですか。29年度の目標の中には、これは全部出すようにという目標を立てているのですが、督促しても出さない法人というのが同じ法人ではないのかなと思いますか。</p>
事 務 局	<p>この1法人については、今手元に資料がないので、同じ法人だったかどうか確認ができません。また確認して、次回にでも報告させていただきたいと思ひます。</p>

7 番 委 員	<p>わかりました。</p> <p>もう1点、農地パトロールをしていて、違反転用がなかったと28年度も29年度の目標もそうになっているのですが、ここで会議する時にあちこちから事前着工をしていた、始末書添付の上に許可というのがあります。我々がパトロールしながらそれを見つけ出さなかったのが原因なんです、そのことについては違反転用に含まれるのではないのですか。違反転用はあくまでも0ですか。</p>
議 長	これは農地パトロールでの違反転用です。
事 務 局	今、会長がおっしゃられた通り、8月と11月に実施する農地パトロールで発見した件数です。
議 長	小さいのはわからない場合もあるわけです。何十年も前からしていたのが今出てくるとかあります。
7 番 委 員	何十年も前からしていたのは、非農地調査で非農地とかするのですが、今日も5件ありましたよね。始末書添付の上に許可をすることになるというのがありました。これはあくまでも違反転用ではないのですか。我々がパトロールの中で見つけなかった部分であって、形的には違反転用でしょうということなんです。
議 長	形の上では違反転用ですが、これは農地パトロールの時の違反転用ということですよ。
1 6 番 委 員	そういうふう書いてもらわないと、私もわかりません。私が農地パトロールした時にも違反転用があった時もありましたよ。0というのはどうかと思います。
議 長	<p>今年はどうだったということでご了承下さい。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題12、「平成28年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 41ページ～44ページ 4件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。41ページです。 照会日：平成29年4月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年5月12日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。42ページです。 照会日：平成29年5月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年5月22日に鹿児島地方法務局へ報告済。 続きまして、43ページです。 照会日：平成29年5月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年5月22日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。44ページです。 照会日：平成29年4月26日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画その他の区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年5月8日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。

2. 相続税の納税猶予に関する件について (税務署照会) 45ページ～46ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「相続税の納税猶予に関する件について (税務署照会)」 それでは、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	資料の45ページをお開きください。 今回、5月9日に税務署から1件の照会があり、現地で耕作状況を調査し、報告いたしましたので、ご説明申し上げます。 対象農地は、市街化区域内の農地でございまして、20年間の営農を継続した時期が到来したとき、相続税納税猶予額の免除確定を行うため、税務署から利用状況の確認の照会がきたものでございます。 対象相続人は子で、相続開始年月日は平成9年8月6日でございます。5月15日に、1番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。 次に資料の46ページをお開きください。 特例適用農地1と2の地目は畑で、いんげん等を作付けしており、農地として適正に利用していることが確認されました。 よって、回答書のとおり5月17日に税務署へ報告をいたしました。 以上で、報告を終わります。
3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 47ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。
吉野支局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 今回の届出の面積は334㎡ですが、取得済のものを含めると2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、5月2日に提出されました。 申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は、畑334㎡、転用目的は福祉施設用駐車場です。 次に「2 農地の区分」ですが、申請地は市街化区域内の農地です。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外で農用地区域外です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は農地法第5条転用届出が必要です。」と回答しているところです。 以上のとおり、土地利用調整課へ5月17日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。

4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 48ページ～49ページ 5件	
議 長	<p>それでは、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>48ページをお開きください。 報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は5件です。 登記地目別では、畑9筆、2,932.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が5件。権利の種別は、所有権が5件。農業委員会によるあっせん等は、有が0件、無が5件となっております。 49ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 50ページ～56ページ 26件	
事 務 局	<p>50ページをお開きください。 報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、一般住宅、共同住宅、駐車場が各1件、合計3件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が13件、その他が5件、駐車場が2件、共同住宅、資材置場、店舗等が各1件、合計23件となっております。 51ページは、4条関係3件、52ページから56ページは、5条関係23件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時45分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第3回総会（月例）開催日時は、 6月28日（水）午前10時開会 市役所東別館11階 1101会議室 ・平成29年度第1回合同委員会開催日時は、 6月8日（木）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 <p>8月から、別館の隣にあります機械式の立体駐車場が工事をする事になります。撤去をして新しく自走式の駐車場に作り変えるということで、8月から12月の間、工事をする事になっております。その間、200台程駐車場のスペースが無くなりますので、総会等に来られる時は、時間に余裕を持ってお越しいただくか、公共交通機関をご利用いただければと思います。みなと大通り別館は大丈夫です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時50分）</p>